

福祉サービス第三者評価の結果

令和 6 年 3 月 18 日提出 (評価機関→推進委員会)



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	ひまわり乳児院	種 別	乳児院		
代表者氏名 (管理者)	苫米地 守	開 設 年月日	昭和 36 年 11 月 1 日		
設置主体 (法人名称)	社会福祉法人 ひまわり乳児院	定 員	14	利用人数	9
所 在 地	青森県三沢市花園町 5 丁目 31 番地 3658 号				
連絡先電話	0176(53)2789	F A X 番号	0176(53)2826		
ホームページアドレス	https://himawari-nyuujiin.ocn				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	受審履歴			
	3	平成 27 年・平成 29 年・令和 2 年			

(2) 基本情報 ※必要に応じて写真等追加可能

理念・基本方針	<p>基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの生命(いのち)、かけがえのない、社会で最も尊いものとして大切に守ります 一人ひとりの子どもの可能性を信じ、健やかな心身の発達を支援します <p>事業方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもが心身ともに健康で安全に情緒の安定した生活ができるよう専門的な発達支援を行うように努めます 子どもの家庭環境、入所背景を十分理解し、子どもたちが健全な家庭環境へ早期に復帰できるよう、関係機関と連携し、保護者や里親等を支援します 地域に開かれた子育て支援施設として機能強化に努めます 専門職として援助技術の向上や、サービスの質の向上に努めます
サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
赤ちゃんを養育する父母やその他の養育者がいない、または養育が困難、父子あるいは母子家庭で養育が困難、その他いろいろな理由の養育困難な就学前までの乳幼児をお預かりして 24 時間体制で養育します。食事は栄養士がたてた献立を調理師が調理して提供します。日に 3 回の検温や健康観察を行いながら養育します。また、入所から退所までひとりの養育者が担当し、自立支援計画に合わせて養育します。	<ul style="list-style-type: none"> *運動会、夕涼み会、ハロウィン、クリスマス、お正月、節分、ひなまつり等 *お誕生日(随時)やお食い初め、七五三等のお祝い *社会体験(院外保育) *身体測定(毎月) 嘱託医の健診(月 2 回) *避難訓練・蘇生訓練(毎月)、施設見学・慰安旅行

その他特徴的な取組	<p>児童相談所から委託を受けている施設であり、緊急な入所には昼夜問わず 365 日対応します</p> <p>家庭復帰や里親委託に向けての養育練習プログラムを設定し、支援しています</p> <p>感染症対策として乳児院から徒歩 5 分ほどの場所に一軒家(リスの家)をお借りしています。現在は里親委託に向けての養育練習場所として使用しています</p> <p>里親支援活動としてフォスタリング事業を行っています</p> <p>里親のリクルートから里親になるための相談、里親制度の説明など、一貫した里親支援をします</p> <p>児童相談所が窓口となり、里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息としてレスパイト・ケアで養育を支援します</p> <p>三沢市・十和田市在住のご家庭は子育て支援課が窓口となり、1泊から1週間程度のショートステイで養育を支援します</p>
-----------	--

居室概要				居室以外の施設整備の概要			
ひよこ=0~1歳未満、ぱんだ・うさぎ=1~2歳 こあら=新生児・病室				<ul style="list-style-type: none"> 面会室、ほふく室 食堂、調理室 			
グループケアルーム=0歳~幼児				<ul style="list-style-type: none"> 浴室、脱衣室(床暖房完備) 洗濯、乾燥室 			
各居室にエアコン、加湿器設置(全館暖房、換気送風)				<ul style="list-style-type: none"> リネン室、物置 トイレ(トイレトレーニング用幼児便座あり) 			
職員の配置							
職 種		人 数		職 種		人 数	
院長	1	常勤	0	非常勤	保育士	6	常勤 1 非常勤
里親リクルーター	1	常勤	0	非常勤	看護師	3	常勤 0 非常勤
里親支援専門相談員 兼地域コーディネーター	1	常勤	0	非常勤	栄養士	1	常勤 0 非常勤
里親支援専門相談員	1	常勤	0	非常勤	調理師(調理員等)	4	常勤 0 非常勤
個別対応職員	1	常勤	0	非常勤	事務員	2	常勤 0 非常勤
嘱託医(小児科)	1	常勤	0	非常勤	洗濯・清掃員等(内 1名准看護師)	0	常勤 3 非常勤

2 評価結果総評

<p>◎特に評価の高い点</p> <ol style="list-style-type: none"> 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組が行われています。 第三者評価の結果を職員会議などで共有し、養育・支援の質の向上をどのように図るか検討材料にしています。自己評価を年2回行うなど、第三者評価をPDCAサイクルによって積極的に活用し、成果につなぐことができています。 養育・支援の質を確保するために、さまざまな工夫がされています。 愛着関係の構築、食育、入浴等、子どもが成長するために必要な環境を整え、担当養育制が機能しています。また、職員が、養育に関して困難な状況に陥ったときは、互いに早く気づき、助け合えるような環境への工夫も行われています。 実習生の活用 実習生の受入れについてよく体制が整備され、学校と連携し、プログラムやマニュアルを活用しての積極的な取組みがなされています。実習指導者に対する研修も必要に応じて受講しています。
<p>◎改善を求められる点</p> <ol style="list-style-type: none"> 中・長期計画の策定 単年度の事業計画は前年度の課題を踏まえて策定されていますが、中・長期計画の策定には至っていません。中・長期計画を策定し、3~5年程度の中・長期的な目標(ビジョン)を明確にして取り組むことが、より効果的な事業の実施に繋がると考えられます。 職員間の意思統一とマニュアルの整備 子どもの権利擁護について「乳児院養育指針」を全職員に配布していますが、具体的に検討する機会が定期的に設けられていないため、職員間での意識共有に差が生じているようです。院の状況に合わせた独自の標準的な実施方法や、緊急一時保護等に係るマニュアルが整備されていると良いでしょう。 現状でも、院長のリーダーシップによって職員が行動できるような体制にあるようですが、マニュアル化することにより、全職員が共通の言語・行動の下に、よりの確な養育・支援を提供できるものと考えられます。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、4度目の受審となりましたが、まだまだ改善が求められる項目が多々あることに気づかされます。高く評価して頂いた点に関しては引き続き取り組みを行いながら、今回ご指摘頂いたところは真摯に受け止め、基本理念、事業方針のもと、なお一層の向上目指して施設運営に努めて参りたいと思います。

評価機関	名 称	公益社団法人 青森県社会福祉士会
	所 在 地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	令和5年7月4日
	評価実施期間	令和5年7月4日～令和5年9月27日
	事業所への 調査結果の報告	令和6年3月5日

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－1－（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－1－（1）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針（事業方針）は適切に明文化され、事業計画書やパンフレット、ホームページに記載されているほか、事業所に掲示されています。職員に対しては会議での周知も図られています。保護者等に対しては施設の特性もあり、お知らせは面会のある方に限られがちであるとのことでした。今後は何らかの形で全保護者に対しての周知が図られることを期待します。</p>		

Ⅰ－2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－2－（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－2－（1）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>入所児童数を月別にまとめ、利用率等の分析を行っています。</p> <p>施設経営をとりまく環境（社会福祉事業全体の動向、地域の動向等）については、全乳協や市からの情報を参考としています。また、施設の建て替えについて他乳児院の事例を参考に検討されています。施設に求められるニーズに関する情報と県の社会的養育推進計画を踏まえ、中・長期的視野に立った施設経営が求められます。</p>		
③	Ⅰ－2－（1）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>毎月の経営状況を貸借対照表や収支資金計算書、事業活動計画書で把握・分析し、役員へは理事会・評議員会での報告により共有されています。</p> <p>経営課題がより職員へ周知され、解決・改善の取組への参加が進むことを期待します。</p>		

Ⅰ－3 事業計画の策定

		第三者評価結果
--	--	---------

		果
1-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	1-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は策定されていません。</p> <p>事業報告には養育、フォスタリング等における課題が認識されており、今後のより良い取組みへの意欲が感じられる内容となっています。これを次の単年度の計画に活かすだけではなく、3～5年の中・長期的な目標（ビジョン）を明確にして取組むことが、より効果的な事業の実施に繋がると思われます。</p>		
5	1-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は前年度の課題を踏まえて策定されていますが、中・長期計画が策定されていません。中・長期計画の策定と、その内容を反映した単年度の事業計画の策定について、今後の取組みに期待します。</p>		
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	1-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>職員会議で検討する内容に「事業計画の策定・実施・報告に関すること」が含まれており、把握・評価・見直しの時期、手順が定められ、職員の参画により事業計画が策定されています。また、会議での説明等で周知が図られています。今後は中・長期計画の策定・評価についても組織的な取組みが行われることを期待します。</p>		
7	1-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>施設の特性上、保護者会等の設置はなく、全保護者への周知は難しい状況があります。</p> <p>そのため、事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料を作成し、入所時等に説明・配布する、直接の説明が難しい場合は児童相談所を経由して配布する、といった取組みをしてみたいかがでしょうか。</p>		

1-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	1-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発育発達段階を把握し、処遇会議にて養育・支援の向上について検討し、PDCAサイクルにもとづく取組みを行っています。養育の一貫性の確保、「個」への援助を重視、という視点を持ち意見交換に努めています。第三者評価の定期的な受審と年2回の自己評価も実施されています。</p>		
9	1-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき	a

	課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	
<p><コメント></p> <p>第三者評価及び自己評価の結果が職員会議等で周知され、課題を共有し支援の質の向上のための検討材料にしています。また、評価をPDCAサイクルによって積極的に活用し、可能な部分に関して改善の取り組みを行い、成果につながることができています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>院長の役割や責任について、事務分担表や管理規程に明記されています。また、院長は会議において施設の方針や目標を職員へ伝え、理解を図っています。有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等も含めた明確化がされているとなお良いでしょう。</p>		
11	Ⅱ-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>院長は各種研修等に参加し、遵守すべき法令等の理解に努めています。また、施設内でも法令遵守に則った相談窓口を設置し対応をフローチャートで分かりやすく説明できる体制があります。今後は福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するもの等、最新の内容を把握し、職員に対しても周知を図り、遵守するための具体的な取組を行うことを期待します。</p>		
Ⅱ-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-1 (2) -① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>院長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、職員会議や処遇会議、各種委員会に積極的に参加しています。また、外部研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その成果を報告する機会を設け、職員間での共通理解を図っています。今後は養育・支援の質の向上に関わる課題を定期的に評価（理解・分析）した上で、組織に対してどのように指導力を発揮するか具体的な計画を示し、その課題と改善に向けた取組を進めてはいかげでしょうか。</p>		
13	Ⅱ-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>院長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、財務諸表の確認や職員との面談を行い、課題の把握に努めています。また、経費節減に関しても意識的に取り組んでいます。保育環境の課題と経営面の課題について、現場職員との相互理解をより図りながら進めていくことで、施設内全体の意識形成と、それに基づいた具体的な取組に繋げていくことを期待します。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員の人員体制については必要な資格等を考慮しながら、配置基準に対し余裕のある、手厚い体制作りに努めています。育成についてもマニュアルを使用し計画的に実施されています。福祉人材の確保については、就職説明会の機会や人材斡旋を活用し取り組んでいます。それでも人材の確保が難しく、また里親支援の強化と院内の職員体制の充実の両立も課題となっている様子でしたので、より効果的な採用活動の実施に期待します。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」が示され、新任職員研修等で周知に努めています。処遇改善については職員との面談により意向・意見を把握し、改善を図っています。給与規定には定期昇給・昇格等について定められています。今後はより「期待する職員像」の全職員への浸透を図り、また職員の専門性や職務遂行能力、成果や貢献度についても、一定の基準に基づき評価する仕組み作りに取り組まれてははいかがでしょうか。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>院長は、労務管理に関する責任者として責任体制を明確にしています。</p> <p>職員の有給休暇取得状況や時間外労働のデータを確認し、面談を実施する中で意向の把握に努め、育児や介護といった各職員の事情にも配慮した勤務体制や、福利厚生の中でも働きやすい職場づくりに取り組んでいます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」が示され、また職種、経験年数に応じた個別の研修計画が設定されています。今後、職員一人ひとりの目標設定と、面接等による進捗状況や達成度の確認ができる仕組みづくりが行われるとなお良いでしょう。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>管理規定の中に、各機関における研修への参加と、院内研修の開催について示されています。また、事業計画の中で研修計画も策定されています。養育・支援の質の向上のために求められる知識や技術水準、必要とされる専門技術や専門資格について、より職員にわかりやすく示されることを期待します。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>職種、経験年数に応じた計画に沿った研修参加のほか、希望する研修に参加できる体</p>		

制があります。外部研修に参加した際には、職員会議での報告や資料の回覧で、職員同士の共通理解ができています。また、新人職員へのOJTのほか、スーパービジョン体制も構築されています。		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れについてはよく体制が整備され、学校と連携し、プログラムやマニュアルを活用しての積極的な取組みがなされています。実習指導者に対する研修も必要に応じて受講しています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>ホームページにおいて、施設の理念や事業方針、養育・支援の内容、財務諸表、地域貢献活動について等を公開しています。また、第三者評価受審結果も見ることができます。</p> <p>現状でも適切な情報公開によく取組まれていますが、今後は事業計画や事業報告について誰でも見ることができるよう公開することで、より保護者や地域への理解促進を図ってはいかががでしょうか。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>経理規程が定められ、事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確になっています。また、内部監査が実施され、定期的な確認が行われています。県や市による実地指導においても必要に応じた改善に努め、適正な経営・運営のための取組みが行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症の制限も徐々に縮小し、個人情報保護や極力、周囲との接触等を避けながら地域との関係性の確保を図っています。地域の商店街と連携した行事参加も多く、常に子ども達に配慮しながらも、地域に出向き、可能な限りの地域との交流に取り組んでいます。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を	b

	明確にし体制を確立している。	
<p><コメント></p> <p>子ども達への配慮や保護の観点から、積極的なボランティアの受入れは行われていないものの、過去に実習を行った学生の受入れや、米軍の方々が施設周辺、外回りの環境整備を行うことは定期的に行われています。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	Ⅱ－４－（２）－① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>関係団体の一覧が作成され、職員間で共有されています。また、子どもセンターを利用して交流が図られています。近年、フォスタリングに力を入れており、地域内でのネットワークづくりに尽力しています。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>ホームページに地域貢献事業としての項目を設け、事業内容が説明されています。施設の特性上、積極的なニーズ把握は行われていませんが、八戸方面の里親支援や要保護児童対策連絡会へ参加し、課題の把握や情報収集が行われています。また、可能な範囲で町内会の掃除や防災イベント、祭りなどにも参加しています。</p>		
27	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットで事業内容や地域活動について明示されていますが、施設の特性上及び子どもの情報保護等の観点から活動等の明示は控えています。また、日頃から防災活動が行われており、関係者団体や町内会、連絡協議会等に参加し、地域住民には理解が得られています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ－１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ－１－（１） 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ－１－（１）－① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>全国乳児福祉協議会の倫理綱領や手順を使用して養育・支援が行われ、子どもを尊重した取組や基本的人権への配慮について職員会議等で研修を行っています。また、理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示しています。入所される方は何らかの理由や突発的に入所されることもあり、情報が少ない場合もあるとのことですが、安心して過ごせるように子どもを尊重した支援を行っています。</p>		
29	Ⅲ－１－（１）－② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護については「乳児院養育指針（全国乳児福祉協議会）」に基づき実施され、子どもの発達段階に応じてトイレに仕切りを設け、年齢に応じた入浴環境、脱</p>		

衣所にロールカーテンを設置するなど、日常的に配慮されています。また、保護者へのプライバシー保護にも取組まれています。		
Ⅲ－１－（２） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ－１－（２）－① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>関係各所へ配布しているパンフレットのほか、ホームページにも入所・ショートステイについての流れがわかりやすく記載され、必要な情報が提供されています。広報誌やお知らせは児童相談所をとおして配布しています。時折、宛先不明や配達拒否で戻ってくることもあるとのことですが、より確実に必要な情報を保護者へ伝えて理解を得るために、配布方法や内容等の工夫を期待します。</p>		
31	Ⅲ－１－（２）－② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入所に当たっては、児童相談所の立会のもと院長・家庭支援専門員・主任が対応しています。保護者の不安に対しても丁寧な説明を心がけ、オンライン面会やパンフレット等を用いて施設理念や生活の流れを説明しています。また、選択肢やルール化した内容で解りやすく誰でも判断ができるようにしています。</p>		
32	Ⅲ－１－（２）－③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>退所時の引継ぎは、定められた手順・様式に基づいて、成長記録や個人記録を用いて行われていきます。また、生活状況も詳細に伝えられ、円滑な移行に努めています。保護者からの声や相談を受けた際は、児童相談所との調整を図りながらフォローアップを行っています。さらに今後の生活の安定、親元にスムーズに帰れるように保護者と過ごすトレーニングを可能な限り行ってから、退所できるように取組んでいます。</p>		
Ⅲ－１－（３） 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ－１－（３）－① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの満足については、毎日の「生活記録」に記載されています。担当職員が関わりを振り返り記載する「振り返り（反省）」の欄を設け、気付きを促し、職員が代弁者としての役割を果たせるよう工夫しています。また、すぐに対応が必要な時は院長に相談、判断ができる体制が構築されています。</p>		
Ⅲ－１－（４） 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決に関する規程を整備し、第三者委員も配置されています。また、院内に文書を掲示するとともに、面談室に「意見箱」が設置されています。苦情解決の仕組みは確立していますが、近年は活用がないとのことでしたので、より周知等の取組みが行われることを期待します。</p>		
35	Ⅲ－１－（４）－② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整	a

	備し、保護者等に周知している。	
<コメント> 入所時にパンフレットを使用して説明しているほか、面談室に「意見箱」が設置され、匿名で投書することが可能な体制があります。相談や意見等への対応は主に児童相談所で行っていますが、保護者の面会時や連絡があった際は施設としても可能な範囲で相談ができる体制が構築できています。		
36	Ⅲ－１－（４）－③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 保護者との関わりは少なく、児童相談所経由で伝達される仕組みになっています。また、24時間体制でいつでも緊急で施設入所ができるように対応しています。養育・支援の実施において、保護者からの相談や子どもの意見が把握できるように家庭支援専門員が対応しています。意見や要望について、専門職だけでなく、全職員が迅速に対応できる体制づくりおよびマニュアルの整備等を期待します。		
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> リスクマネジメントについては、「事故発生時の対応マニュアル」、「事故防止マニュアル」のほか、「新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応」が整備され、対策委員会が設置・開催されています。また、「ひやりハット報告書」「事故報告書」の「安心と安全を脅かす」事例を収集し、月1回、複数の職員により内容の検討、改善へ向けた取組が行われています。検討に基づき、居室内をクッション床に整備し、屋上の床もゴムシートに改良するなど、具体的な安全対策にも繋げています。熱性痙攣、ケガ等での緊急搬送の事例もありますが、院長の判断で迅速な対処ができています。		
38	Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症の予防については、発生から予防に関するマニュアルが整備され、毎年見直しが行われています。また、看護師を含む感染症対策委員会が設置・開催されており、毎月の処遇会議では感染症流行状況の確認と注意喚起がなされ、予防に関する勉強会も行われています。実際に感染症が発生した場合も、マニュアルに沿って早期に対策を行い、また、別の建物で生活することで感染の拡大防止を図ることができています。		
39	Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 災害時の体制については、毎月の避難訓練後、年2回の消防機関が入る総合訓練を実施しています。また備蓄品もリスト化され管理しています。災害があった場合の職員の動きも、手順書により定められています。一階は全居室を突き抜けて外に避難できるようになっており、2階にも避難路を設け、外への避難が迅速に行えるようになっていきます。また非常用食品も一週間分を貯蔵しています。		

Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ－２－（１） 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	

40	Ⅲ－２－（１）－① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法としては、「乳児院養育指針（全国乳児福祉協議会）」を全職員に１冊ずつ配布し活用しています。また、廊下にフローチャートが貼付けされ、全職員が瞬時に確認できるようになっています。施設の状況に合わせた独自の標準的な実施方法の作成には至っていないため、今後検討されてははいかがでしょうか。</p>		
41	Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>施設全体の状況に合わせた標準的な実施方法は作成されていませんが、一部、調理についての独自の実施方法が策定され、毎年の見直しが行われています。また、職員会議、処遇会議は月２回実施され、家庭支援員が会議録をまとめ、適宜にモニタリングを行っています。今後は、支援内容に応じた独自の実施方法の作成と、定期的な見直しの仕組みが構築されることを期待します。</p>		
Ⅲ－２－（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの援助指針に沿って、個々のニーズが反映された自立支援計画を策定しています。策定時には「発達確認票」によるアセスメントをもとに、職員の意見を反映するための処遇会議が開催されています。保護者にはホームページの閲覧や面会時に文章等を渡して理解を示し、施設内での要望などは会議で話し合い、その都度改善が図れるように取り組んでいます。また、児童手当などは貯蓄し、退所後の経済的支援に役立てられるようにしています。</p>		
43	Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は、２か月に１回の定期的な見直しが行われています。また、PDCAサイクルに沿って実施され、職員の意見が反映されるように処遇会議での協議を行うことによって、周知も図られています。</p>		
Ⅲ－２－（３）養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ－２－（３）－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>記録については、統一した様式を使用して記載・整理され、書き方は先輩職員が新人職員に指導するOJT方式を行っています。担当者が不在でも必要な情報が得られるように情報管理を行っています。パソコンのネットワークシステムはありませんが、全職員に周知できるように、回覧される仕組みが整備してあります。</p>		
45	Ⅲ－２－（３）－② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>記録の管理規程及び個人情報保護規程を定め、記録管理責任者を院長としています。入所時に、個人情報の取り扱いについて保護者に説明するとともに書面で同意を得ています。また関係書類や個別情報は持ち出し禁止で徹底されています。</p>		

内容評価基準（22項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの最善の利益を目指すため、全職員に「乳児院養育指針（全国乳児福祉協議会作成）」を配布しています。また、「乳児院倫理綱領」を用いて共通理解を図った上で、養育・支援が行われていますが、具体的に検討する機会が定期的に設けられていないため、職員間での意識共有に差が生じているようです。職員全員の意識共有が図られるような機会の確保と工夫が必要です。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>就業規則に体罰に関する処分が記載されており、規程に基づいた仕組み作りも実施されてきました。また、職員同士でも発見時には匿名で報告できる投書箱が設置されており、院長及び主任のみが開錠できると報告・体制も整っています。さらに、体罰禁止手順の整備、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の設置等、職員に周知を図り体罰の防止に努めています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A③	A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育てている。	a
<p><コメント></p> <p>入所から退所まで一貫した担当養育制がとられており、担当者の1対1入浴や地域行事への参加、お散歩等、愛着関係を築くことができるような体制が整備されています。特別な事情のある子どもに対しても距離感等十分な配慮がなされており、愛情深い関係作りが行われています。</p>		
A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
<p><コメント></p> <p>定期的に「発達チェック」が行われており発達段階の確認が行われています。一人ひとりの欲求や要求をタイミングよく受け止められるように担当養育制がとられており、職員同</p>		

<p>士の協力のもと子どもの気持ちを受け止められる体制が構築されています。また、小規模グループケアを行う環境が整備されており、家庭的雰囲気の中で様々な体験と寛げる環境が整っています。乳児期から積極的な言葉かけを行うことで感情の表出を促す姿勢が表れており、子どもたちの笑顔もよく見られました。</p>		
<p>A-2-(2) 食生活</p>		
A⑤	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「乳児院養育指針」をマニュアルとして利用しながら、栄養士がミルク量を計算し、一人ひとりのリズムに合わせて授乳が行われています。また、授乳中は膝の上に抱き目線を合わせながらやさしい言葉かけが行われています。授乳後は安全な方法での排気を十分に行っています。</p>		
A⑥	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>離乳食は6～7ヶ月を目途に、子ども個々の発達に合わせて開始しています。医師と相談しながら、一人ひとりの目標が設定され、計画的に離乳が進められています。また、「離乳食の進め方」というマニュアルも整備され、職員間で共通理解を図るとともに体調の変化に十分注意を払い、処遇会議にて進行状況等を確認しています。</p>		
A⑦	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
<p><コメント></p> <p>食堂は明るく清潔で壁には絵や子どもたちの様子を記載したお便り入れが飾られ、楽しい雰囲気となっており、複数の子どもたちが一緒に食卓につき、会話をしながら楽しく食事をしていました。また、食事の時間は遊び食べにはならないよう一定の時間を一区切りとしながらも苦手な食べ物を食べられた際には褒め、全部食べることにはこだわらず食事を楽しむことができるように工夫されていますが、食事の提供時間について朝食・昼食・間食・夕食の時間間隔が短く、夕食から朝食までの時間が長く設定されており、空腹のリズムが適正になるような取組みを期待します。</p>		
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
<p><コメント></p> <p>栄養士による栄養管理が行われています。アレルギーや疾病を持つ子どもの情報は職員間で共有され、バランスの良い食事を栄養士が工夫して提供しています。また、季節に応じた行事食も企画され、楽しめる食事内容となっており、食育の一環として前庭で野菜を育てる体験や、発達に応じて調理室の食事の準備や食事づくりが見えるよう環境が整備されており、関わる機会や食べることに興味関心が持てるよう工夫しています。</p>		
<p>A-2-(3) 日常生活等の支援</p>		
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に心した清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>衣類は養育担当者が適宜用意することとしており、子どもの成長に合わせて用意され、肌への刺激の少ない綿の物を中心に使用しています。また、寄付等による衣服も担当者が子どもに合うものを選択し、個別の衣装ケースで管理し、季節に合わせて衣替えが行われています。衣装ケースは子どもが自分の物だとわかるよう、個々に印が付けられています。洗濯機も用途別に用意されており、清潔な環境で管理されています。</p>		

A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>就寝時の居室環境として明るさはもちろんのことベッドサイドで温度湿度が管理されており、心地よい環境で就寝できています。睡眠時は15分ごとに観察が行われていますが、子どもに触れることなく確認できるよう、呼吸・心拍の確認ができるマット（ベビーセンサー）が使用されています。夜間に起きてしまった場合は「夜間チェック表」に記載することが徹底されており、担当者のほか全職員が対応を確認できるように体制が整備されています。今後は、夏季における猛暑等を考慮し、日中の室内環境についても適切な温度・湿度管理の工夫をしてみたいでしょうか。</p>		
A⑪	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>通常の入浴の機会のほかに養育担当者との「ふれあい入浴」があり、愛着関係の構築がなされています。浴室や脱衣室は家庭的であたたかな雰囲気の色や壁紙を使用し、着替えやタオルは個別に管理され、清潔に保管されていました。また、発達に応じて浴室内で使用できるおもちゃも用意され、楽しい入浴となるよう取組まれています。さらに、脱衣室には床暖房を整備しています。入浴後はマットを敷くことで、子どもが横になりながら全身の状態が確認できるよう配慮されており、保湿や医師の指示に応じた軟膏の塗布も行われています。</p>		
A⑫	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>おむつ交換の際は声かけをしながら体に触れることで、心地よい体験ができるよう愛情深く行われています。おしりふきも温かいものが使用できるよう工夫されていました。月齢に合わせたトレーニングで、歌を歌ってトイレへ誘導する工夫もされています。トイレも子どもが使用しやすい環境となるよう工夫されていました。子どものトイレトレーニングへの意欲を引き出せるよう配慮し、また待つ場面、順番を教える機会にもしており、工夫した取組みが行われています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>「発達チェック」を行いながら、年齢に応じたプログラムが提案され、目標を設定して成長できるよう配慮がされています。「遊びの提案」によって興味が広がり、個別だけではなく他の子どもとのふれあいが持てる工夫がなされています。誕生日等のイベントでプレゼントしたおもちゃは個人ごとに印をつけて収納されています。年齢により子どもが自由におもちゃで選べる環境づくりとして、おもちゃの写真をおもちゃ収納箱に貼付することで、子どもたちが自分たちで選びやすいように工夫されています。</p>		
A-2-(4) 健康		
A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>個別の記録に1日3回の体温チェックや入浴・食事の健康チェックが行われています。また、月2回、囑託医による健康チェックが行われているほか、事業所の看護職員が日々の健康管理を行い、必要時には病院受診しています。新規の入所時には、観察室にて2週間程度個別の対応を行い、感染症の有無や健康状態の確認を行っています。また、コロナ禍において、感染症対策や入院等による県外移動後の経過観察にも活用できる別館が準備されています。</p>		

A⑮	A-2-1(4)-2 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a
<p><コメント></p> <p>特定の疾患に罹患している子どもは専門医を受診することとし、個別記録を残しています。また、療育支援に通所する必要がある子どもは通った記録を個別記録のほか、「受診簿」に記載しています。必要な処置は医師からの指示内容を全職員が同じ手順で行うことができるよう、担当養育者が資料を作成し周知しています。さらに、子どもに異常が見られた際には担当の専門医に相談しており、必要に応じて県外への通院・入院にも対応しています。療育計画等の作成においても医師の助言が反映されていました。</p>		
A-2-1(5) 心理的ケア		
A⑯	A-2-1(5)-1 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が、面会時に乳幼児の様子だけでなく保護者の様子にも気を配り、必要に応じて児童相談所に連絡するなど、心理的な支援の体制が院内で機能しています。また、心理専門職の配置はありませんが、児童相談所の心理専門職の会議等への参加もあり、協力を得やすい体制となっています。今後は、独自に専門職を配置し、乳幼児、保護者等にも随時心理的な援助を行える体制を作ることができればなお良いでしょう。</p>		
A-2-1(6) 親子関係の再構築支援等		
A⑰	A-2-1(6)-1 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>業務分担表に家庭支援専門相談員の役割が明示されており、家族との連絡調整が行われ、必要に応じて児童相談所との協議を行っています。また、面会時には家族の相談に丁寧に対応し、信頼関係を構築するように努めています。子どもの日々の様子についても、個別に写真入りの連絡だよりが作成され、家族に伝えられていました。個々の家庭の事情により面会に至らない家族については、児童相談所と対応方針を共有しながら必要に応じて取組んでいくことが望まれます。</p>		
A⑱	A-2-1(6)-2 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>児童相談所と連携し自立支援計画書を作成し、親子関係の再構築に取り組んでいます。面会や外出、一時帰宅の際には職員が同行し、子どもの様子を細かく観察し記録が行われていました。また、里親支援専門相談員も配置され、子どもに応じて適切な養育環境への連携が取られています。要保護児童対策連絡会に参加し、ネットワークが構築されていますが、課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関等を十分把握し、連携を図る取組が望まれます。</p>		
A-2-1(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑲	A-2-1(7)-1 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの状況に即して、退所後の生活を見越した取組が自立支援計画により行われ、適切に記録されています。退所後の支援の充実を目指して積極的に取り組んでおり、退所後の様子を専用のチェック用紙を用いて家庭支援専門相談員が家庭訪問するなどアフターケアの充実を図っています。退所後も里親支援専門相談員や入所中の担当養育者が中心となり電話相談等に応じています。</p>		
A-2-1(8) 継続的な里親支援の体制整備		

A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>里親委託の推進とアフターケアに積極的に取り組んでいます。委託後も児童相談所と連携しながら、半年間は月1回の定期的な訪問を行い、以降も要望に応じて継続的な訪問が可能となっています。また、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）を実施しており、里親制度に関する啓発や相談、研修やサロンの開催等の活動も行っています。里親委託を推進するに当たり、里親支援機能の充実など中・長期計画を策定し明確になると良いと思われます。</p>		
A-2-(9)-一時保護委託への対応		
A㉑	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>一時保護委託を受ける体制が整備され、受け入れを行っています。受け入れの手順は通常の入所と同様となっており、児童相談所と連携の上、情報の共有とアセスメントが行われています。また、感染症やアレルギーの把握にも努め、健康診断の実施や観察室での一定期間の個別対応を行っています。職員間の共通認識等を図るためにも一時保護を受入れる際のマニュアルの整備をしてはいかがでしょうか。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>児童相談所からの緊急一時保護についても体制と手順が整備され、夜間・休日の場合も院長の判断により受け入れています。受入体制等については職員会議等による職員間の共通認識は図られていますので、マニュアルの整備をしてはいかがでしょうか。</p>		